

第1回いわき市環境緑化審議会 議事録

○ 日 時 平成18年5月12日(金) 午後1時30分から午後3時40分まで

○ 場 所 いわき市文化センター 2階 大会議室(1)(2)

○ 出席委員 (50音順)

1番委員	大谷湖水	13番委員	谷平雅子
2番委員	尾島將司	14番委員	長谷川孝
4番委員	加原世子	15番委員	原田正光
5番委員	神谷榮	16番委員	古内榮一
6番委員	木田都城子	17番委員	松崎和敬
8番委員	九頭見淑子	18番委員	松崎智弘
10番委員	高橋仔志子	19番委員	松崎正信
12番委員	田仲結香	20番委員	武藤眞一

○ 欠席委員

3番委員	金子正彦	9番委員	佐藤滋
7番委員	草野弘嗣	11番委員	田子英司

○ 事務局出席者

都市建設部	部長	佐藤 廣
	次長	田久 三起夫
	次長	上遠野 伯正
公園緑地課	参事兼課長	櫛田 泰明
	課長補佐	岡崎 昇
	主任技査兼事業係長	大楽 司
	施設係長	黒澤 洋二
	庶務係長	遠藤 邦男
	事務主任	猪狩 僚

○ オブザーバー参加

(財)いわき市公園緑地観光公社 技術主任 鈴木 忠晴

○ 会議経過

1. 開会のことば
2. 村田助役より委嘱状の交付
3. 助役あいさつ
4. 会長の選出
(いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例 第21条第6項に基づく)
当日出席委員(16名)、全員一致により 古内 榮一委員が会長に就任する。
会長あいさつ
5. 都市建設部長より諮問
6. 委員の紹介
7. 事務局職員の紹介
8. いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例について
「資料1」「資料2」により、事務局から条例の概要及び「市緑の基本計画」について説明。
9. 議 事
 - (1) 会長職務代理者の指名について
会長の指名により、原田 正光委員 に決定。
 - (2) 議事録署名人の指名について
会長の指名により、議事録署名人(2名)を
大谷 湖水委員、尾島 將司委員 に決定。
 - (3) 保存樹木・樹林の新規指定について
「資料3」「資料4」により、事務局から説明。
 - ① 保存樹木・樹林制度の概要
 - ② 平成18年度審議会の進め方
 - ③ 保存樹木・樹林の新規指定の選考経過
「資料5」により、事務局から、新規指定候補の樹木6本・樹林9箇所について説明。

[質疑応答]

委員

指定候補のNo.3 及びNo.4 については、芝山の自然公園内にあるものではないかと思うのですが、そうすると先ほど説明のありました、条例の第5条第5項第10号でいうところの地方公共団体が管理する土地にあり、指定の基準と矛盾するのではありませんか。

事務局

芝山については、山頂付近で芝生が張られた一帯を、いわき市、古殿町及び平田村で、芝山自然公園と呼んでおりますが、今回指定候補としているNo.3 のブナ、No.4 のヤマナシについては、その公園部分にあるものではなく、「上三坂牧野利用農業協同組合」で管理している土地にあるものと確認しておりますので、御理解願います。

委員

保存樹木として指定されていない、学校や公園にも大きく目を引く木がたくさんあります。緑化推進とか緑の啓発のために、保存樹木を指定していくのだとすれば、条例で定めている国や地方自治体が所有管理している樹木であっても、保存樹木として指定されてもよいのではないかと考えます。今後、条例の除外規定の見直しを検討して見てはどうか。

事務局

保存樹木・樹林を指定する根拠となる条例につきましては、昭和51年に制定したもので、当時としては、先進的な制度でありました。しかし、時の流れとともに、社会構造や市民の考え方が変化していることから、時代にあった制度内容に変えていくことは必要だと思っておりますので、今後、審議会の中で検討していただきたいと考えております。

委員

芝山には、時々行くのですが、候補のNo.3 のブナの説明の中で、道路から離れたところに大きなブナがあるとのことですが、そのブナというのは、最近遊歩道が整備された近くに大変大きくて立派なブナがあるのですが、それを指しているのではないのですか。

事務局

委員御指摘のブナは、芝山の北側に整備された遊歩道沿いにある「一本ブナ」のことだと思います。当然、指定候補の調査をした際も「一本ブナ」について調査しました。しかし、大人一人がすっぽり入ってしまうほどの大きなウロがあり、この木がいつまで元気に生きていられるのか非常に大きな疑問が残り、今回の指定候補からは除外しました。

また、先ほど説明したブナ群につきましては、山頂近くまで車で行けるのですが、その車道の近くにある別のブナ群であります。これも人目に付きにくく、急斜面にあることから、指定の対象とはせず、パンフレットや現地の看板にその存在について触れる方向で検討しております。

委員

2点ほど質問をさせていただきます。

1点目は、小川の二ツ箭山にも樹形、大きさとも立派なブナが何本かあります。ただ、県立公園の中だと思うのですが、市の保存樹木の指定対象とはならないのでしょうか。

2点目は、松ヶ岡公園には、樹木としても、歴史的見ても立派なツツジがあります。いわき市の花が、ツツジであることから保存樹木として指定されているのでしょうか。

事務局

まず、二ツ箭山のブナについてであります。現状の規定によりますと、県立自然公園であれば、条例第5条第5項第4号により除外されますし、国有林ということであれば、同じく第5条第5項第10号により指定できないこととなります。ただ、私ども事務局としましては、こうした情報を十分にもっておりませんので、委員の皆様からの情報は大変ありがたく思っております。

次に松ヶ岡公園のツツジについてですが、これも市で管理している公園地内にあることから、同じ理由で保存樹木としての指定はしておりません。また、ツツジの樹種として、現時点で指定されているものはありません。

委員

保存樹木の制度として、指定した後は放っておくものなのか、あるいは適切に保護していくものなのか、非常に気になっております。指定されている対象物件を見ると、神社仏閣など自然に近い形で残されているものが多いという印象ですが、保護していくためには、ある程度の費用がかかるものと思われれます。助成の制度があるとはいえ、所有者として、保全・保護にはなかなか乗り気になれない場合もあるのではないのでしょうか。

事務局

現在の制度の中では、通常の維持管理については、所有者が行うこととしており、市は所有者に対し、保全について必要な助言及び援助を行うこととしております。また、保全作業が必要となった場合には、樹木の診断や調査の費用は全額市の負担で、剪定や土壌改良に要する費用は3分の1の助成、台風等による枝折れで緊急に対策を講ずる場合や害虫等の駆除に要する費用は3分の2を助成することとしております。

保存樹木の指定につきましては、基本的に「健全な」樹木等を第一に考えて指定対象としております。

会長

私からは、新規指定の対象物件について、広く市民から募集するなどの情報収集に力を入れすべきだと思うのですが、情報収集の仕方及びその後のフォローについて、事務局の考えを聞かせていただきたいと思います。

事務局

情報収集ということではありますが、まずは、現行の保存樹木・樹林の制度というものをもち市民に対してアピールしていくことが重要だと考えております。まだまだ、市民にこの制度が十分周知されている状況ではないと思いますので、今後は、機会を捉えて保存樹木・樹林のPRを図ってまいりたいと思います。そうすることで、市民の関心も高まり、樹木等に関する情報収集も容易になるのではないかと考えております。

現在、市としては、情報を集めるための受け皿がございませんので、具体的な方法について委員の皆様方からのご意見を伺いながら、進めてまいりたいと考えております。

(4) 次回開催について

「資料4」により、事務局から、9月から10月頃に第2回を開催する説明。

[質疑応答]

(質疑・要望なし)。

開催前に、事務局から通知することで、事務局案を了承。

10. その他

事務局より、(財)いわき市公園緑地観光公社主催の平成18年度保存樹木・樹林見学会の開催について説明。

11. 閉会のことば

以上で、閉会

本議事録に相違ないことを証明するため、ここに確認、署名する。

平成 18 年 5 月 22 日

いわき市環境緑化審議会

会 長 古 内 榮 一 様

議事録署名人 大谷 湖水

議事録署名人 尾島 将司